

別添 エステティシャン養成施設における教科課目のガイドライン①

I、理論編

1、エステティック基礎理論

(1)実施方針

- ア エステティシャンに必要な知識として、エステティックの概念、皮膚の構造と機能、人体の構造と機能、心と体の関係、運動と生理、栄養や化粧品などの知識、機器に関する知識などを実際に則して学ばせ、エステティシャンとして安全な施術を実施できるようにすることを目的とする。
- イ エステティックの業務を安全かつ合理的に行なうためには、正確な、科学的な知識が不可欠であることを理解させること。

(2)各項目の内容

ア エステティック概論

- ① エステティシャンの業務を理解するために必要と思われる、エステティックの概念や領域、その基本的な内容、その社会的な価値を理解させること。
- ② エステティックの国内外の歴史と現状を理解させ、現状の課題や将来的な展望を思考させること。

イ 皮膚科学

- ① エステティック技術の基礎となる皮膚の構造と機能に関する基本的な知識を学ばせること。
- ② いわゆる肌の状態の種類や肌の健康への阻害要因、肌に対する環境の影響などを具体的な例を交えて、理解させること。
- ③ 肌分析の理論と方法を理解させ、肌分析の方法を習得させること。

ウ 解剖生理学

- ① 身体の基本構造として、その構成や構成する物質、特に血液の役割等について、理解させること。
- ② 骨格と筋肉、神経、内分泌、呼吸器、循環器、消化器、泌尿器、生殖器等の構造と機能を学ばせること。

エ 心身生理学／生命活動とホメオスタシス

- ① ホメオスタシスの概念とそれを制御する仕組みを具体的な事例をあげて理解させること。
- ② ストレスの概念と脳がストレスを発生させる仕組みを学ばせること。

オ 運動生理学

- ① 運動生理学の概要を学ばせ、運動と代謝、健康、体型の関係などから運動の重要性を理解させること。
- ② 運動プログラムの作成に必要な原則を理解させ、運動プログラムの作成を実践させること。

カ 栄養学

- ① 栄養学の基礎知識として、栄養素の種類と役割、栄養価の意味、食物の消化吸収の仕組み等を理解させること。
- ② 栄養が人体に与える影響とその関連性を具体的な事例を交えて学ばせること。

キ 化粧品学

- ① 化粧品の種類や分類、品質保持の概要を学ばせ、基本的な取扱上の留意点を理解させること。
- ② 各種化粧品の類と用途、類別の取扱上の留意点を理解させること。
- ③ 化粧品に使用される主な原料や剤型タイプの特徴を学ばせ、化粧品に含まれる成分の種類と働きを理解させること。

ク 電気学・機器学

- ① 電気の基礎知識と情報伝達の仕組みを学ばせ、その人体への影響を理解させること。
- ② エステティック機器の基本的な種類と機能を学ばせること。
- ③ 基本的なエステティック機器の安全な使用法を習得させる。

(3)学習上の留意事項

- ア 必要に応じて、視覚教材を用いたり、実験や観察を行ったり、実際のサロンなどを使用して学習効果を高めること。
- イ 具体的に、化粧品や機器は使用しながら授業を進めるようにし、生徒の理解を高めるようにすること。
- ウ 各項目が相互に関連している知識がある場合は、以前学ばせた内容を復習しながら授業を進めていくこと。

2、関連法規

(1)実施方針

- ア エステティシャンの業務に関連する、衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度を含めた法令全般について正しい知識を習得しておかなければならない必要性を理解させ、あわせて、エステティシャンの社会責務、職業倫理について自覚を

促すこと。

- イ 日本エステティック機構サロン認証基準や業界統一自主基準などのエステティック業界内の営業上のルールを正確に理解させることによって、健全なエステティックサービスの提供を実践していくことの意義を把握させること。

(2)各項目の内容

ア 「法」の基礎知識

- ① 「法」の役割と機能、法と行政の関連性を学ばせること。
- ② 日本の美容関連の資格制度の種類、及びエステティックが関連する法令の種類を理解させること。
- ③

イ 衛生関連法規

- ① エステティックに関係が密接である衛生関連法規の種類と概要を学ばせること。
- ② 理容師法・美容師法で定められている業務領域を理解させ、エステティシャンが業務可能な職務領域についての理解を徹底させること。

ウ 経済活動に関する法律及び消費者保護

- ① 一般的に経済活動を行うにあたっての必要な法律の知識を学ばせること。(商法・民法・個人情報保護法等)
- ② エステティック業を営むにあたっての必要な法律知識を学ばせること。(特定商取引法・割賦販売法等)
- ③ 消費者保護に関する法律と行政の取り組みを学ばせ、消費者トラブルなどに実例を通じて、消費者保護の重要性を理解させること。(消費者契約法等)

エ エステティック業界の自主的ルール

- ① 業界団体と、審査機関、研究機関との関係とそれぞれの役割を理解させること。
- ② 「業界統一自主基準」の策定目的とその内容を理解させること。
- ③ 日本エステティック機構の活動と3つの認証制度の目的と内容を学ばせること。

(3)学習上の留意事項

- ア サロン内の日常業務を例示しながら、法や自主的ルールが具体的に運用されていることを説明し理解させること。
- イ 消費者トラブルの実例にとり、その場合の消費者の心境を自由に討論させることによって、消費者保護の重要性を学ばせること。

3、衛生・消毒／衛生管理及び救急法

(1)実施方針

- ア 公衆衛生の意義と本質を理解し実践することによって、エステティシャンが公衆衛生の向上に資することができることを理解させることを目的とする。
- イ エステティシャンの業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連付けを重視して、エステティックにおける衛生措置の重要性について理解させること。特に器具などの消毒法は、エステティック業務の衛生性を担保する上で最も重要であるので、その意義と原理について十分に理解させるとともに、その適正な実施方法を身に付けさせることが肝要であること。
- ウ エステティックサロンにおける救急の事態に備えて、基本的な救急法を習得させることを目的とする。

(2)各項目の内容

ア 公衆衛生

- ① 公衆衛生の概念と必要性を理解させること。
- ② 海外及び国内の歴史の中で公衆衛生が発達してきた意味とその効果を学ばせること。

イ 衛生管理

- ① 衛生管理の必要性とその理由を学ばせること。
- ② 消毒方法とその種類、それぞれの具体的使用法を学ばせること。
- ③ エステティックサロンで用いられている代表的な消毒方法の実際を学ばせること。

ウ 感染症

- ① 感染症のメカニズムを理解させ、エステティック業務を行うにあたってどのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策を系統的に理解させること。
- ② エステティックサロンにおける衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連付けて理解させること。

エ 衛生管理の実践

- ① 手指の衛生措置の必要性の確認した上で、その洗浄と消毒の方法を実際を身に付けさせること。

- ② 消毒剤の効果と特徴を理解させた上でその使用方法を身に付けさせること。

オ 救急法

- ① 正しい救急法を学ばせ、救助者の心構えや救助者が行なってはいけないことを学ばせること。
- ② 救急の事態への準備と「一次救命措置」の方法の実際を習得させること。

(3) 学習上の留意事項

- ア 衛生管理はエステティック業務の基本であるので、単に学説、理論の羅列的説明にとどまらずエステティックとの関連に配慮しつつ、その重要性を認識させ、具体的かつ実践的な知識・技術の習得に努めさせること。
- イ 必要に応じて、各種統計資料などの視覚教材を用いたり、実習を行って学習効果を高めること。
- ウ 救急法は、実際に練習させ、サロンで実践できるように授業を進めること。

4、サロン実務

(1) 実施方針

- ア エステティックサロンの実務において、施術以外の重要な業務となるエステティックカウンセリングの目的と方法を正しく理解させ、習得させることを目的とする。
- イ サロンを運営するために必要なサロンマネジメントの知識と実務の基本を理解させることを目的とし、マネジメントの意味を正しく把握させること。

(2) 各項目の内容

ア エステティックカウンセリング(エステティックカウンセリング)

- ① エステティックカウンセリングの目的を正しく理解させた上で、その根拠となる顧客心理の分析を科学的に理解させること。
- ② カウンセリングの流れを把握し、その手順を実践し、習得させること。

イ サロンマネジメント／サロン経営学(サロン経営学)

- ① サロンの運営と管理方法を人事管理、会計、営業の面から具体的な例を交えて理解させること。
- ② 繁栄するサロンの条件を議論も交えて思考させること。

(3) 学習上の留意事項

- ア カウンセリングにおいては具体的なシミュレーションを実施し、可能な限り多くのケースを経験させるようにして効果を高めること。
- イ サロンマネジメントは、サロンの運営を理解させるために、サロン運営のシミュレーションを行って疑似体験させることにより効果を高めること。

別添 エステティシャン養成施設における教科課目のガイドライン②

Ⅱ、技術編

1、エステティック技術理論

(1)実施方針

- ア エステティック技術についての知識を正しく実践する態度と習慣を養い、科学的に安全で合理的な施術能力を身に付けさせること。
- イ エステティック技術で使用する器具、機器、用材の正しい取扱方法とエステティックの基礎技術を作業の実際に則して指導し習熟させること。
- ウ 優れたエステティック技術は、科学的、合理的な方法によって実践されなければならないことを強調すること。

(2)各項目の内容

ア フェイシャル理論

- ① フェイシャルエステティックの目的と効果、基本的な施術の過程を学ばせ、事前準備、施術前のカウンセリング方法等を理解させること。
- ② 以下の基本的なフェイシャルエステティックの技術の目的と手法を理解させること。
 - a.クレンジング
 - 1. ポイントメイククレンジング／2. 全体のクレンジング／3. 拭き取り
 - b.スチームタオルの使用法
 - c.施術中のカウンセリング(主に皮膚の観察)
 - d.ディープクレンジング
 - e.電気機器(主に美顔器)の使用法
 - f.トリートメント手技
 - g.パック・マスクの使用法
 - h.仕上げの施術
 - i.アフターカウンセリング(施術後のフォロー)
- ③ 以下の種類の電気機器における、それぞれの具体的な使用目的、使用手順、注意事項、禁忌事項を理解させること。
 - a.スキンチェック用機器
 - b.ディープクレンジング用機器
 - c.パター用機器
 - d.超音波機器
 - e.バイブレーション用機器
 - f.高周波機器
 - g.イオン導入(イオントフォーゼ)用機器
- ④ フェイシャルトリートメントの基本手技の方法と手順を正しく理解させること。

イ ボディ理論

- ① ボディエステティックの目的と効果、基本的な施術の過程を学ばせ、事前準備、施術前のカウンセリング等を理解させること。
- ② 以下の基本的なボディエステティックの技術の目的と手法を理解させること。
 - a.ボディの観察
 - b.温浴(シャワー、バス、サウナなど)の使用法
 - c.ディープクレンジング
 - d.電気機器の基本的な使用法
 - e.トリートメント手技
 - f.パック・マスクの使用法
 - g.仕上げ
 - h.アフターカウンセリング(施術後のフォロー)
- ③ 以下の種類の電気機器における、それぞれの具体的な使用目的、使用手順、注意事項、禁忌事項を理解させること。
 - a.低周波機器
 - b.バイブレーション用機器
 - c.吸引(サクシオン)用機器
- ④ ボディトリートメントの基本手技の方法と手順を正しく理解させること。

ウ ワックス脱毛理論

- ① 体毛の解剖学的、生理学的な特徴を学ばせ、いわゆるムダ毛のその処理法の種類を理解させること。

- ② ワックス脱毛の施術の流れ、準備、注意事項等を学ばせること。
- ③ ワックス脱毛の基本的な施術方法と各部位に対する施術上の注意を理解させること。

エ メイクアップ理論

- ① 顔の構造や部位の位置(プロポーション)を学ばせ、メイクアップの目的とそれに使用する用具等の種類を知らせること。
- ② メイクアップに使用する主な化粧品の種類と基本的な手法を学ばせること。
- ③ ベースメイクアップの手順と手法とポイントメイクアップの手順と手法を学ばせること。

オ ネイルケア／マニキュア理論

- ① マニキュアの歴史とその必要性を学ばせ、ネイル技術の体系を理解させること。
- ② 手に関する解剖学的、生理学的な特徴を学ばせ、爪の異常と病気に関して理解させること。
- ③ マニキュア技術の実際として、必要な用具、材料や準備の手順、基本的な技術手順を学ばせること。
- ④ ネイルリペアの必要性とそれに使用する材料と用具を学ばせ、具体的技術方法を理解させること。
- ⑤ ネイルアートの基本的なデザインの種類とその実際を学ばせること。

カ フットケア/ペディキュア理論

- ① ペディキュアの歴史とその必要性を学ばせること。
- ② 足の解剖学的、生理学的の特徴を学ばせ、足のトラブルに関して理解させること。
- ③ ペディキュア用化粧品の特徴と効果を学ばせること。
- ④ ペディキュア技術の実際として、必要な用具、材料や準備の手順、基本的な技術手順を学ばせること。

キ アロマセラピー／フィットセラピー理論

- ① フィットセラピーの歴史と、ハーバリズムの実際を学ばせること。
- ② アロマセラピーの活用法と、精油の作用、種類、使用上及び保管上の注意を理解させること。

注:上記エ～キのカリキュラムに関しては、300時間カリキュラムの中に含まなくてもよい。

(3)学習上の留意事項

ア エステティックサロンを見学させたり、実務に携わるエステシヤンの講話を聞かせたりするなどして、エステティック技術に関する具体的な知識を習得させることに努めること。

イ 必要に応じて、視覚教材を用いたり、体験させることで学習効果を高めること。

ウ 本科目は、エステティック実技とあいまって、エステシヤンとして必要な技術を身に付けさせるための基礎となる科目であるから、常にエステティック実技の履修状況に配慮しつつ、学習効果の向上に努めなければならないこと。

2、エステティック技術実習

(1)実施方針

ア エステティックの業務を安全かつ合理的に実施する技術を習得するため、基本的な操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせる技術を習得させること。

イ エステティックサロンにおける衛生管理の重要性を認識させ、手指や器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。

ウ 個々の顧客の要望に応じたエステティック技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

(2)各項目の内容

ア 基礎技術実習

- ① エステティック技術を行う場合の位置、姿勢、手指の使い方などエステティック技術を行う場合に必要な措置を確実に身に付けさせること。
- ② 施設の清掃、消毒などエステティックサロンの衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、機器や器具の管理や消毒については十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

イ 機器及び器具の取扱実習

- ① エステティック機器及び器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法などを確実に身に付けさせること。
- ② 用途に適したエステティック機器及び器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

ウ フェイシャル技術実習

- ① フェイシャルトリートメント用化粧料の塗布、軽擦法、強擦法、揉擦法、打法、振動法、圧迫法などの基本的なフェイシャル技術を確実に身に付けさせること。
- ② この際、手指及び、使用する器具、機器は毎回必ず消毒及び点検することを身に付けさせること。

エ ボディ技術実習

- ① 前操作、下肢後面、臀部、背部、脚全面、腕、腹部、胸部及びデコルテ、頸部及び頭部、頭部等の各部位に対する基

本的なボディ技術を確実に身に付けさせること。

- ② この際、手指及び、使用する器具、機器は毎回必ず消毒及び点検することを身に付けさせること。

オ ワックス脱毛技術

- ① 下肢の各部、上肢の各部、腋の下部の各部位に対する基本的なワックス脱毛技術を確実に身に付けさせること。
- ② この際、手指及び使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

カ 関連技術実習

メイクアップ、ネイルケア、フットケア等のエステティック関連技術を身に付けさせること。

注：上記のカのカリキュラムに関しては、300時間カリキュラムの中に含まなくてもよい。

キ 総合実習

任意の顧客の利用目的などを設定し、フェイシャル、ボディ、脱毛の各技術を組み合わせて、目的に合ったエステティック技術の完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

(3) 学習上の留意事項

ア 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。

イ 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努力すること。

ウ 基本的な技術を確実に習得するように指導すること。

エ 常にエステティック技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互連携を図って、エステティシャンとしての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

オ 生徒の間で、相互にモデルとなり実習を進めることが必要であるが、エステティック技術理論の教科科目の学習状況や生徒の習熟度を十分に確認しつつ、生徒全員が実習時間を効果的に活用できるよう配慮した授業運営を行うよう努めること。

別添 エステティシャン養成施設の通信課程における授業方法

第1 総則

- 一 エステティシャン養成施設の通信課程における授業は、教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（以下通信授業という）及びエステティシャン養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（以下面接授業という）の併用により行なうものとする。
- 二 通信授業の実施にあたっては、添削による指導（以下「添削指導」という。）を併せ行うものとする。
- 三 エステティシャン養成施設においては、通信授業及び添削指導並びに面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行うものとする。

第2 通信授業

- 一 通信授業の対象となる教科科目は、「エステティシャン養成施設の教科課目の内容」に記してある、「Ⅰ、理論編」のすべての科目、「Ⅱ、技術編」の「1、エステティック技術理論」のすべて、及び「2、エステティック技術実習」の一部とし、通信授業の対象とする時間数は、総時間数300時間のうち、180時間以内とする。
- 二 通信授業に関する添削回数は進度に応じて適当な回数を定める
- 三 エステティシャン養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

第3 面接授業

- 一 面接授業は、通信授業及び添削指導との関連を考慮して行うものとする。
- 二 面接授業の時間数は次の通りとする。
 - Ⅱ、技術編
 - 2、エステティック技術実技 必須時間数は、120時間以上とする。（但し、フェイシャル実習及びボディ実習を含むこと）ただし、エステティシャンとしてサロンに勤務（1週30時間以上）し、1年以上フェイシャル及びボディ技術提供に従事した経験を有する実務経験者に対しては、面接授業の必須時間数を48時間以上とすることができる。
- 三 面接授業の1回の日数及び1日の授業時間数は、実施時期や生徒数等に応じて、適当な時間を定めるものとする。